

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日閣議決定)抜粋

規制改革事項	⑯米の農産物検査法(「年産」や「品種」の表示)のあり方について <一定の場合に農産物検査法の証明を省略して年産・品種を表示可能に>
対処方針	<ul style="list-style-type: none">・ 米の年産・品種について、農産物検査法に基づく検査証明書以外の方法により証明を行うことができれば、表示を可能とするよう、消費者などの意見を広く聴きつつ、検討を行い、結論を得る。<平成22年度検討開始・できる限り早期に結論>・ 登録検査機関が、検査を依頼された米について、販路に関わりなく、速やかに検査を行うよう、指導・監督を徹底する。<平成22年度上期措置>